

1 案件の趣旨

市役所庁舎の電話機器に通話録音装置を導入することに伴い、通話内容を録音し、録音データを活用することに関し、審議会の意見を求めるため、北本市個人情報保護条例に基づき諮問するものです。

2 諮問の内容等

主 題	概 要	前 提 ・ 論 点
<p>1 収集方法の制限に関すること</p>	<p>(1) 市役所にかかってきた場合 この電話は、〇〇〇目的のため録音しております。 自動音声メッセージが流れる 目的を明示</p> <p>(2) 市役所からかけた場合 自動音声メッセージが流れない仕組み 目的を明示できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の収集については、『①目的を明示』して『②本人』から『③直接収集』が原則。ただし例外あり 左記(2)の場合、『①目的を明示』できないこのような場合でも、審議会の意見を聴いて、認められれば、個人情報の収集が可能 市民のプライバシーは侵害されないのか 録音データは何に使われるのか
<p>2 目的外利用等の制限に関すること</p> <p>※「目的外利用等」とは、目的外利用と外部提供の意</p>	<p>警察等に録音データを提供する場合 本人同意か法令の根拠が必要</p> <p>いたずら電話</p> <p>外部提供</p> <p>本人(犯人)の同意が取れないと、提供不可</p>	<ul style="list-style-type: none"> プライバシー保護のため、『本人同意』や『法令の根拠』が必要。ただし例外あり 市役所から警察へ自発的な情報提供は不可至急の場合に、迅速な対応ができない恐れ このような場合でも、審議会の意見を聴いて、認められれば、目的外利用等が可能 市民のプライバシーは侵害されないのか どのような場合に、誰に提供するのか

3 行政機関等の導入状況

市町村：埼玉県深谷市、山梨県山梨市、茨城県稲敷市 国：法務局、国税庁、年金事務所